

東日本大震災においては、住家全壊が約13万棟、半壊が27万棟に及び、応急仮設住宅が約14万戸供与(うち建設:約5.3万戸、民間賃貸住宅(借上げ):6.8万戸、公営住宅等:約1.9万戸)されたが、

- ① 被災者にとって避難所から住まいの再建に至るまでの過程が不明確
- ② 民間賃貸住宅の活用において混乱が生じた(建設仮設とのグレードの差、賃貸契約終了の方策等の課題あり)
- ③ 建設完了までに半年以上の期間を要するとともに、追加工事等もあって多額の費用を要した等の課題が明らかになったところ。



## 主な検討課題 (防災対策推進検討会議最終報告(H24.7))

- 避難所から応急仮設住宅へ移る流れに加えて、自宅の再建、災害公営住宅の整備、民間賃貸住宅の活用等を組み合わせた、被災者の資力やニーズも踏まえた公平で効率的・効果的な住まいの確保策を検討すべきである。また、災害時に応急的に建設された住宅が、将来にわたって有効に活用されるような方策について検討すべきである。
- 各種救助に関する実施基準について、災害は、規模・地域・季節等の違いにより、毎回様相が異なるため、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである。

# 応急仮設住宅の建設コスト

## ■近年の災害における応急仮設住宅建設に係る戸当たり単価

発災日	災害名	災害救助法に基づく 一般基準(円)	実際の単価 (特別基準(円))
2004年10月23日	新潟県中越地震	2,433,000	4,725,864
2007年3月25日	能登半島地震	2,342,000	5,027,948
2007年7月16日	新潟県中越沖地震	2,326,000	4,977,998
2008年6月14日	宮城・岩手内陸地震(岩手県)	2,366,000	5,418,549
	宮城・岩手内陸地震(宮城県)		4,510,000
2011年3月12日	東日本大震災(岩手県)	2,387,000	約617万円 ※
	東日本大震災(宮城県)		約730万円 ※
	東日本大震災(福島県)		約689万円 ※

※ 談話室・集会所の建設費、造成費、追加工事費を含む建設コストの戸当たりの平均コスト  
(平成25年1月時点 厚生労働省調べ)。

# 東日本大震災における応急仮設住宅の仕様

■東日本大震災では、応急仮設住宅の仕様について以下の対策を追加実施。

○寒さ対策：

・断熱材の追加、暖房器具の設置等

○バリアフリー対策：

・グループホーム型仮設住宅の建設

・住民の個別要望に応じて、手すりやスロープ等の追加等

○コミュニティ対策：

・集会場313棟、談話室400室を設置(被災3県)



追加工事による  
外断熱



グループホーム型仮設住宅



玄関内外の  
手すり



住戸前の舗装、スロープの設置

■一方で、浴槽、キッチンユニット等で、汎用品より規格が小さく、市場での供給量の少ない製品が用いられ、供給速度への影響も生じた。

■追加工事は手間がかかるとともにコストもかかるため、可能な限り必要な仕様は当初から決定しておくことが望まれる。



# 応急仮設住宅の有効利用

## ■改修による恒久化(長崎県)

災害の長期化や被害の拡大により公営住宅が不足することを踏まえ、2Kの木造仮設住宅86棟178戸について、1棟1戸の4DKの単独住宅として改修した。改修費用は事業主体である県が負担(3,000千円/棟)し、竣工後は島原市及び深江町に無償で譲渡され、市町の行政財産として管理された。

※ きんもくせい32号(浅野弥三氏提供) / 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク事務局



改修による恒久化 ※

## ■他の用途への転用(長崎県)

雲仙普賢岳噴火災害における応急仮設住宅の利用が長期化するにつれて、居住する避難住民から、集会所設置の要望があり、県は応急仮設住宅の空き室の利用を認め、9団地10棟19戸を集会所として利用した。



恒久使用を前提に設計

## ■恒久使用を前提に設計(宮城県・福島県)

女川町において、スチールコンテナの積層による応急仮設住宅を建設した。耐震性能に優れており、恒久的なアパートとして使用できる。(宮城県)

通常は迅速・大量・安価に建設するため木製の杭を用いているが、軟弱地盤等の理由により、コンクリート基礎を敷設したものもある。(福島県)



基礎の敷設

## ■既存建築物の活用(鹿児島県)

平成24年9月の台風16号・17号被害に対し、与論町の情報センター倉庫として使用していた旧保育所(築42年)を改修し、応急仮設住宅として供与した。



既存建築物の活用